



こんにちは! 企画課男女共同参画係です



11月12日(月)から25日(日)までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者などからの暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性犯罪、売買春・人身取引など女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。

今回は、平成19年通常国会で成立、平成20年1月11日から施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法の内容についてお知らせします。

改正の主な内容

1. 保護命令制度の拡充

- ① 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。

- ② 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

- | | |
|---|--|
| ① 面会の要求 | を除く。) |
| ② 行動の監視に関する事項を告げること 等 | ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌惡の
情を催させる物の送付等 |
| ③ 著しく粗野・乱暴な言動 | ⑦ 名誉を害する事項を告げること等 |
| ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電
子メール（緊急やむを得ない場合を除く。） | ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は
性的羞恥心を害する文書・
図画の送付等 |
| ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファク
シミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合 | |

- ③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになります。

2. 市町村基本計画の策定の努力義務

都道府県のみに義務付けられていた基本計画の策定が、市町村の努力義務となります。

3. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- ① 市町村による配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務
② 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記

4. 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したこと及びその内容を、被害者が相談等をした支援センターに通知することとなります。

「配偶者などからの暴力」の被害女性が全国で増加傾向にあるため、上記のように個人の人権を守るために法律が更に整備されました。（社会から暴力がなくなることを祈りつつ…。）